住民税 所得税 復興特別所得税

申告は3月16日（月）まで

忘れずに申告してください

所得税および復興特別所得税の申告

文化センター会場で受け付けています。

■受付時間

午前9時～午後4時（混雑の状況等により早めに受け付けを終了する場合あり）

※文化センターは午前9時に開館します。それ以前の入館はできませんので、ご注意ください。

■受け付けできる申告

公的年金所得者申告および所得税還付申告（26年分）等

■受け付けできない申告

青色申告、不動産所得申告、事業（農業・営業）所得申告、保険の外交員報酬申告、住宅借入金等特別控除申告、土地・建物・株式の譲渡所得等申告

※文化センター会場で受け付けできない所得税および復興特別所得税の申告は、宇治税務署（☎0774・44・4141）で行ってください。

住民税の申告

住民税（市民税・府民税）の申告は、市役所1階の課税課（5番窓口）で受け付けています。申告の必要な人は、住民税申告書に必要な事項を記入し、受付期間中に申告してください。

※所得税額が新たに発生または増減する場合は、所得税および復興特別所得税の申告会場に回っていただく場合があります。

■住民税の申告が必要な人

平成27年1月1日現在、八幡市内に住所があり、平成26年中に所得（収入）があった人など

【申告に必要な書類等】

住民税の申告書、印かん、源泉徴収票、医療費の領収書、国民年金保険料や生命保険料・地震保険料等の控除証明書、国民健康保険料の領収書など

※住民税の申告書は課税課にあります。また前年に住民税の申告書を提出されている場合は、申告書を2月に送付しています（公的年金収入のみで、平成26年度非課税の人には送付しない場合があります）。

■住民税の申告が不要な人

所得税および復興特別所得税の確定申告書を税務署に提出している人、収入が給与所得のみで、勤務先から「給与支払報告書」が市役所に提出されている人、平成26年中に所得が無かった人

※申告が必要のない人でも、扶養控除・生命保険料控除・地震保険料控除等の住民税申告をされた場合、申告しない場合に比べて住民税額が下がる場合があります。また、所得に関する証明書（所得証明書・非課税証明書等）が必要な人は、申告が必要です。申告がなかった場合、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、老齢福祉年金などの算定に影響が出る場合があります。

◆問い合わせ　課税課

文化センター3階申告会場

月	日	曜日	申告の種類	応対者
3月	2	月	公的年金所得者申告 還付申告 ※住民税の申告は市役所1階の課税課（5番窓口）で受け付けします。	市職員
	3	火		
	4	水		
	5	木		
	6	金		
	9	月		
	10	火		
	11	水		
	12	木		
	13	金		
	16	月		

土曜日と日曜日は受け付けを行っていません。申告受付時間は午前9時～午後4時。混雑の状況等により、早めに受け付けを終了する場合があります。また、昼食時間帯は休憩させていただきますのであらかじめご了承ください。

※駐車場のスペースに限りがありますので、申告会場へはできる限り徒歩や自転車、路線バス・コミュニティバスなどをご利用のうえ、お越しください。

市税の納付は便利な口座振替の利用を

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替（払込）します。このため、各税の納期ごとにわざわざ出向くこともなく、納め忘れもありません。

振替は各納税義務者の税目単位で行います。軽自動車税は、所有されている軽自動車すべての税を振替します。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関（市外の金融機関には申込書がない場合あり）または納税課で行うことができます。

振替は平成27年度分からとなります。市外金融機関で口座振替申込書がない場合は、自宅へ郵送することもできます。郵送を希望される場合は、早めに納税課までご連絡ください。

※ゆうちょ銀行の場合は、納税課で受け付けできません。ゆうちょ銀行で申し込んでください。

◆問い合わせ　納税課

バイク等の廃車手続きはすぐに

所有している軽自動車やバイク等が盗難の被害にあったら、すぐに警察に盗難届けを提出し、受理番号を持参のうえ、廃車手続きを行ってください。

また譲渡や解体などをした場合も手続きをお願いします。廃車や名義変更の手続きをされないと、軽自動車税が引き続き課税されることになります。軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されますので、4月2日以降に廃車や譲渡をされても、その年度の軽自動車税は全額納めていただくことになります。

手続き先や手続き方法等は車種等により異なります。ご注意ください。（表参照）

◆問い合わせ　納税課

車種	手続き・問い合わせ先	
●原動機付自転車（総排気量125cc以下） ●農耕作業用自動車（トラクター等） ●小型特殊自動車（フォークリフト等） ●ミニカー	登録 廃車	印かん・ナンバープレート・標識交付証明書を持参のうえ、手続きをしてください。また代理の人が手続きをする場合は委任状が必要です。 ◆問い合わせ 市役所納税課
●二輪の小型自動車（総排気量251cc以上）	登録 廃車	◆問い合わせ 京都運輸支局☎050-5540-2061
●二輪の軽自動車（総排気量126cc以上250cc以下）	登録	◆問い合わせ 京都運輸支局☎050-5540-2061
	廃車	◆問い合わせ 軽自動車協会☎075-691-6516
●三輪の軽自動車 ●四輪の軽自動車	登録 廃車	◆問い合わせ 軽自動車検査協会☎050-3816-1844

自動車の登録・検査手続きは、お早めに

月末と年度末の3月は、自動車の登録・検査窓口が大変混雑し、待ち時間が長くなりますので、登録・検査の手続きはお早めにお済ませ下さい。

なお、登録手続きは、テレフォンサービスで24時間ご案内しています。

◆問い合わせ　京都運輸支局（☎050-5540-2061）

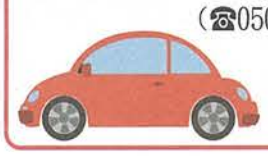

バリアフリー改修で固定資産税を減額

バリアフリー改修工事を実施した場合、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を減額します。減額範囲は、改修した家屋の固定資産税額（床面積100㎡までを限度）の3分の1相当額です。

〈減額の要件〉

▽住宅と居住者　平成19年1月1日以前から存在する住宅（賃貸住宅を除く）で、次のいずれかの人が居住する住宅①65歳以上の人（改修工事が完了した翌年1月1日現在）②申請時に要介護認定または要支援認定を受けている人または障がい者

▽改修工事　平成28年3月31日までに、次の①～⑧のバリアフリー改修工事を行い、補助金等を除く自己負担金が50万円を超える工事。①廊下の拡幅②階段の こう配の緩和③浴室の改良④トイレの改修⑤手すりの取り付け⑥床の段差解消⑦引き戸への取り替え⑧床表面の滑り止め

〈手続き〉

改修工事完了後3カ月以内に工事明細書や工事箇所の写真等の工事内容・工事費用がわかる書類と居住要件を満たすことを示す書類等を添付して申請してください。（必要に応じて現地確認を実施）

※新築住宅に対する軽減または住宅耐震改修軽減を受けている場合は、適用されません。バリアフリー改修と熱損失防止改修を同時に実施し、その改修が減額要件に適合する場合、両制度とも軽減（それぞれの申請が必要）が受けられます。

◆問い合わせ　課税課

プラスチック製容器包装の分別収集にご協力を

1月から、プラスチック製容器包装を分別収集し、リサイクルしています。

☆ポイント　このマークが目印 ▶

①プラマークがついているものを「プラスチック製容器包装」に分別。

②汚れている「プラスチック製容器包装」は、リサイクルできないので「燃やすごみ」に。

③材質はプラスチックでも、プラマークのないバケツやおもちゃ等の製品（商品）は「燃やさないごみ」に。

㊟誤ったごみ出しについては順次、警告シールを貼り、収集しない場合がありますので、ご協力ください。

◆問い合わせ　環境業務課